

## 丹波篠山市交通安全対策会議委員公募要項

丹波篠山市交通安全対策会議の委員を、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例、同施行規則の規定に基づき下記のとおり公募します。

### 1. 審議内容

交通安全計画の作成やその実施の推進、市内の陸上交通の安全に関する施策の企画に関して審議し、その施策の実施を推進すること。

### 2. 任期

令和4年12月から5年

### 3. 審議回数及び報酬

(1) 審議回数: 年間2回程度

(2) 謝金: 4,000円(1日)

### 4. 公募委員数

2名

### 5. 応募要件

令和4年4月1日現在、満18歳以上で市内に在住または在勤、在学している方で、丹波篠山市交通安全対策会議の委員として参画する意欲及び審議に必要な知識を有する方。ただし、他の附属機関等の公募委員、市議会議員、国または地方公共団体の常勤職員は除きます。

### 6. 応募方法

下記書類を来庁のうえ提出いただくか、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより提出してください。

応募申込書(様式第1号)

### 7. 提出先

〒669-2397 丹波篠山市北新町 41 番地 丹波篠山市市民生活部市民安全課(市役所第2庁舎1階)TEL:079-552-5117 FAX:079-554-2332

E-mail: simin\_anzen\_div@city.sasayama.hyogo.jp

### 8. 応募期限

令和4年11月18日(金) 午後5時まで

### 9. 審査及び選考

応募書類の内容を考慮しながら、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例第6条の規定により選考します。また、選考結果は、第7条に基づき応募者全員に速やかに通知します。

### 10. 注意事項

(1) 受理した書類は返却しません。

(2) 提出した書類に虚偽が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。

(3) 委員は、市行政に対する特別な地位が与えられるものではなく、その地位を政治、営利または宗教上の目的に利用してはなりません。また、審議において知り得た秘密を漏らしてはなりません。